

地方独立行政法人広島市立病院機構の役員報酬等の支給基準の変更について

1 審議内容

広島市から地方独立行政法人広島市立病院機構の役員報酬等の支給基準の変更に係る届出があった旨の通知があったため、地方独立行政法人法第56条第1項（第49条第2項準用）に基づき、当該支給基準の変更に対する意見の申出について審議するものである。

2 変更する支給基準の内容

広島市職員の期末・勤勉手当の引上げ等を考慮し、地方独立行政法人広島市立病院機構の常勤役員の期末手当（役員報酬では勤勉手当を含んでいる。）の支給割合を0.1月分引き上げる。

区 分	変更前	変更後
期末手当	年間支給率 (給料月額+地域手当の月額) × 1.2 × <u>4.1</u>	年間支給率 (給料月額+地域手当の月額) × 1.2 × <u>4.2</u>

広島市職員の給与改定

次の関係議案が平成28年2月25日に議決（原案可決）されている。

第125号議案：平成27年度広島市一般会計補正予算（第4号）

第136号議案：特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

第137号議案：一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

給与改定の内容

ア 若年層の給与表の給料月額の引き上げ（平均0.24%）

イ 期末・勤勉手当の支給割合の引き上げ（0.1月分）

給与改定実施時期

平成27年4月1日

3 法人の報酬規程の改正

(1) 改正の内容

次のとおり常勤役員の期末手当の支給割合を0.1月分増額する。

ア 平成27年度において、3月に支給する期末手当の支給割合を0.1月分増額する。

イ 平成28年度以降において、6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分それぞれ増額する。

区 分	現 行	改 定	
		平成28年度以降	平成27年度
6月	<u>1.775月</u>	<u>1.825月</u>	1.775月
12月	<u>1.925月</u>	<u>1.975月</u>	1.925月
3月	<u>0.4月</u>	0.4月	<u>0.5月</u>
計	<u>4.1月</u>	<u>4.2月</u>	<u>4.2月</u>

(2) 施行日

平成28年3月2日。ただし、前号イの改正については、平成28年4月1日から施行する。

4 評価委員会の意見案

今回の支給基準の変更は、広島市職員の給与改定を踏まえた変更であることから、社会一般の情勢に適合したものと認められるものであり妥当と考える。

〔参考〕 根拠法令等

(1) 手続き

法人は、報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない。

市長は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は、社会一般の情勢に適合したものかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。

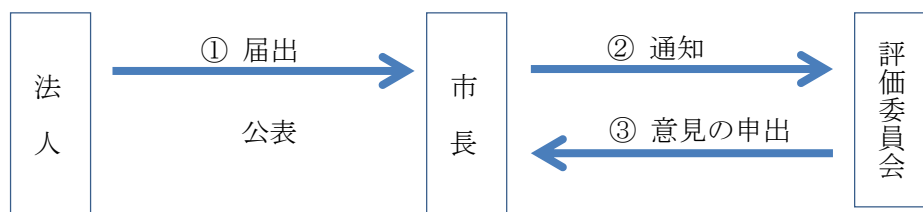
【地方独立行政法人法】

第48条

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。



(2) 基本的な考え方

法人の報酬等の支給基準は、広島市職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

【地方独立行政法人法】

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。